

入札説明書

秋田県出納局財産活用課

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）等に基づき秋田県が行う入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項について

- (1) 名称 公用車（警察所管車両を除く）任意自動車保険契約
- (2) 保険期間 令和8年5月19日午後4時から令和9年5月19日午後4時まで
- (3) 内容 仕様書による

2 入札参加資格について

次のすべての要件を満たしている者に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係が有る者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 保険業法（平成7年法律第105号）、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、その他の法律に基づき、損害保険業の免許又は自動車共済事業の承認若しくは認可を受けている者であること。
- (5) 秋田県内に本店（本社）又は支店等を有すること。
- (6) 秋田県税に滞納がないこと。
- (7) 当該契約に係る必要書類等を提出していること。

3 申請書等の提出について

入札に参加しようとする者は、次の書類を書面により提出しなければならない。

(1) 提出書類等

- ① 競争入札参加資格審査申請書
- ② 誓約書
- ③ 損害保険業の免許証等の写し
- ④ 秋田県内の店舗等に関する書類（パンフレット等で秋田県内の事業所の所在が確認できるもの）
※③・④に代えて保険業法第111条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類（ディスクロージャー資料）も可とする。ただし、その内容が確認できるものに限る。
- ⑤ 支店等が、本店（本社）から入札及び契約に関する一切の権限が委任されている場合は、その旨を記載した委任状1通
※なお、損害保険料率算出機構の照会に必要な確認・同意の書面が必要な者は、任意の書面様式で秋田県知事あて提出すること。

(2) 提出期間

令和8年4月8日（水）から令和8年4月20日（月）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

- (3) 提出時間
午前9時から午後5時まで
- (4) 提出場所
秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県出納局財産活用課調整・財産管理チーム（電話番号018-860-2735）
- (5) 提出部数
1部
- (6) 競争入札参加資格審査申請書の配布
本公告と同時に秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に公告日より掲載し配布するものとする。

4 参加資格者への通知について

競争入札参加資格審査申請書を提出した者に対し、参加資格を確認後に通知する。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、令和8年4月15日（水）までに秋田県知事に書面又は電子メールにより行わなければならない。
メールアドレス：Zaisan@pref.akita.lg.jp
- (2) 上記質問に対する回答は、令和8年4月17日（金）までに秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」への掲載により行う。

6 入札保証金及び契約保証金について

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった入札金額の100分の5以上の金額を、開札までに納付しなければならない。ただし、規則第160条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、入札保証金は入札の開始前までに、財産活用課調整・財産管理チームへ手続きを行うこと。

(2) 契約保証金

落札者は、見積もった入札金額の100分の10以上の金額を、契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第177条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

① 入札保証金については、次のいずれかの書類を競争入札参加資格審査申請書類と同時に提出し、審査の結果免除を認められた者。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約者。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と当該契約若しくはこれに相当する契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した証（契約書及び最終の支払通知書の写し等。）。

② 契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者、又は、上記①の書類審査の結果、入札保証金の免除が適当と認められた者。

③ 審査資料等提出場所

秋田県出納局財産活用課調整・財産管理チーム

7 入札執行の日時及び場所について

令和8年4月23日（木）午前9時30分

秋田県庁本庁舎 地階 財産活用課入札室（秋田市山王4丁目1-1）

8 入札方法等について

- (1) 3により競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、4により参加資格確認通知を受けた者は入札執行予定日時に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 入札書に記載する金額
仕様書に示した車両台数、期間における任意保険の保険料総額とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。
- (3) 代理人による入札
代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。
- (4) その他
 - ① 入札執行回数は、2回までとする。2回目の入札を終えても落札者がいない場合は、入札価格が最も低い者と随意契約の協議を行う場合がある。
 - ② 入札参加者が1者の場合であっても、入札を執行する。
 - ③ 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
 - ④ 入札を公平に執行できない等、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

9 落札者の決定方法について

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより決定する。
- (2) 落札者は、次の書類を契約担当者が指定する日までに提出すること。
 - ① 企業調書（様式第1号）
 - ② 登記事項証明書（2か月以内のもの）
 - ③ 定款の写し
 - ④ 財務諸表
ア 提出日の直前決算の貸借対照表
イ 損益計算書
ウ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 契約実績調書（様式第2号）
 - ⑥ 資格者・技術者経歴書（様式第3号）
 - ⑦ 納税証明書
秋田県の県税について滞納がないことを証する書面・・・秋田県総合県税事務所からの証明書
- (3) 秋田県税の滞納を確認した場合又は滞納していないことを確認できない場合は、先に提出された競争入札参加資格審査申請書に虚偽の記載があったとみなして、落札を取り消す場合がある。
- (4) (3)により、落札を取り消した場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうちから、入札価格が当該落札者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は、(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札者がくじにより決定された者である場合は、当該くじの次順位者とする。）を落札者とする。

10 入札の無効について

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札を行った者の入札
- (4) 同一の入札について2者以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないことが確認された者が行った入札
- (8) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (9) 記名押印を欠く入札
- (10) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者が行った入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された競争入札参加資格審査申請書等は、返却しない。なお、競争入札参加資格審査申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 競争入札参加資格審査申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 保険期間は、事情により変更することがある。
- (6) この入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令その他の法令及び秋田県財務規則の定めるところによる。